

令和２年第２回宇佐市教育委員会会議録

令和２年２月１７日午後２時００分、宇佐市教育委員会を３４会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員	教 育 長	竹内 新
	教 育 長職務代理	古里 万里子
	委 員	佐藤 修水
	委 員	松永 建比古
	委 員	河野 浩一

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	久野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	久井田 裕

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第１２号 令和２年度教育委員会の基本方針等（案）について
(教育総務課)
- 議第１３号 令和元年度教育費一般会計補正予算（第５号）（案）について
(各 課)
- 議第１４号 令和２年度教育費一般会計予算（案）について
(各 課)
- 議第１５号 宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の制定について
(学校教育課)
- 議第１６号 指定校変更について
(学校教育課)

◎追加議案

- 議第１７号 宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について
(学校教育課)

議第18号 スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について
(学校教育課)

議第19号 宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について
(学校教育課)

議第20号 宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について
(学校教育課)

議第21号 指定校変更について
(学校教育課)

◎報告事項

(1) 3月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和2年第2回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和2年第1回の会議録を読み上げる)
令和2年第1回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第12号令和2年度教育委員会の基本方針等(案)について、
教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第12号令和2年度教育委員会の基本方針等(案)について、
ご説明させていただきます。2Pをご覧ください。

この基本方針(案)については、現在改定に取り組んでいます
教育振興基本計画後期5年分をもとに、令和2年度に取り組む
予定にしています新規事業や拡充事業、変更した事業について、
今年度版の基本方針をベースに加筆・修正を行って作成をして
いるところです。作成にあたっては、まず各担当課の方で修正
案を作成しまして、その後教育長ヒアリングを経て、先月1月
27日開催されました定例教育委員会の後に勉強会というかた
ちで各担当課よりご説明をしたところです。その後、2月2日
に行われました総合教育会議の中で市長をはじめ、協議を行っ
ていただきましたところ、総合教育会議後に追加・修正した部
分がありましたので、その部分の説明をさせていただきます。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。

ないようですので、議第１２号令和２年度教育委員会の基本方針等（案）については、承認とし、次に議第１３号令和元年度教育費一般会計補正予算（第５号）（案）について、各課に説明を求める。

各 課 長 議第１３号令和元年度教育費一般会計補正予算（第５号）（案）について、ご説明します。３１Ｐをご覧ください。
（詳細は議案に記載）

教 育 長 何か、質問等はありませんか。
委 員 内訳の適否といいますか、内容の精査は、正直言いまして私たちははっきりと確認することはできません。金額の大小が大きいところに目が留まります。どういう理由でこういった大きな補正になっているのか、何かを購入するためというのはわかるのですが、どういう理由で購入するようになったかというところまで教えていただいた方がよりわかりやすいかなと思います。この予算書の先ほどの説明だけでは、わかりにくい部分があります。常にこういうものに携わって、予算を組んだりする立場ではないものですから、これは一般の意見として、お聞きいただければと思います。

委 員 関連した意見ですが、５５Ｐの社会教育課の公民館費についてですが、１８節の備品購入費についてですが、先ほどの説明にも少し触れましたが２３４万１千円の減額ということで、安心院の中央公民館が複合支所と併設となったということで、当初２００万も予算化されていたものを落とすというのは、何か原因があるのですか。

社会教育課長 入札残が主な要因でして、こういった机、椅子などをたくさん購入しました。結局、入札残がかなりあったということです。

委 員 それは、安心院中央公民館のみの備品ですか。例えば、廊下やトイレなど複合施設の共通の備品はないのですか。

社会教育課長 そういったものについては、支所の予算で対応することになっています。職員の机等につきましては、支所の地域振興課が購入するようになっています。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。
ないようですので、議第１３号令和元年度教育費一般会計補正予算（第５号）（案）については、承認とし、次に議第１４号令和２年度教育費一般会計予算（案）について、各課に説明を求める。

各 課 長 議第１４号令和２年度教育費一般会計予算（案）について、ご説明します。５９Ｐをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、質問等はありませんか。

これは全体的に言えることで、個々の問題ではないのですが、総額24億のうちの約8割の20億が一般財源で、残りは特定財源になるわけですが、非常に貴重な財源が教育費に充てられていることについて、私は非常にうれしく思います。ただそこで、学校施設の施設管理、あるいは公民館、図書館、学校支援センター等、そういった箱ものを維持管理するためには、經常経費が必要になります。その經常経費の中で、例えば学校関係で言えば、消耗品の分配関係。あるいは公民館の分配関係。そういった場合、2月の時点で、ほぼ見通しがつくのではないかと思います。その時点で、管理職の方々は、どのような心掛けで最終的に収めようとしているのか、また次年度に繋げようとしているのか。例えば、学校関係で小中学校に配分されていると思うのですが、学校によっては残っているところもあれば、不足しているところも恐らくはあると思います。その調整はどうされているのでしょうか。公民館については、どの公民館にいくらかの消耗品費、光熱水費、備品購入費が割り振られているのか、いないのか。はっきり言えば、一般財源をどういった方針で支出しているのかということを伺いたいと思います。やはり一般財源をこうして教育費に予算化してくれるというのは、非常にありがたいと思います。きちんと行革に繋がるような使い方で、適正に処理しているということを全面に出していくべきだと思います。それと、社会教育課についてですが、公民館長と分館長が会計年度採用の職員になりました。そうすると、公民館長や分館長は、ボランティアでがんばっているのですが、今までの年俸から時間給に変更されるという話を聞きまして、非常にありがたいと思うのですが、もうちょっと本人たちが安心して、労に適したものがそのまま報酬として反映されるような仕組みができればと思います。特別支援員などはきちんと1日出勤すれば、このくらいという金額が保障されています。ところが、社会教育関係で言えば、1時間の時間給でいけば、1時間分しか支給されませんので。最低限3時間、4時間働けば、このくらいは保障されるというものがほしいと思います。以上の2点です。

教 育 長

まず年度末の予算残額の扱いについて、教育次長から説明をお願いします。

教育次長

現在は、財政の方から指示が出ています。必要なものには当然

使っていいのですが、不要なもの、例えば入札残などで残ったものについては、以前はそういったものを使い切る雰囲気があったのですが、現在は不用額として残しなさいという指示が財政の方から、毎年のように出ています。学校についても、配分予算として、学校規模に応じて割り振っています。ただ学校に配分される予算は、必ずしも充足した予算ではありませんので、ほぼ使い切っているのが現状であると思います。使い切って、更に突発的な何かが起こったときに、予算が足りず、教育総務課の方に連絡があり、状況を聞いて、早急な対応が必要なものについては、こちらが持っている予算の中で、購入したり修繕したりということをやっています。学校の方にも、当然同じようなスタンスで取り扱うように指示しています。

委 員 校長に決裁権というか、金額的に5万円なら5万円以下の配分予算の範囲であれば任せているというような、支出執行に対する権限はありますか。

教育次長 消耗品や修繕料なども各学校に配分予算として、それぞれの学校規模に応じて配分していますので、その範囲内で軽微な修繕や消耗品については、各学校の判断で修繕なり、用品を購入してもらっています。高額なもの、大規模な修繕になると、こちらの方に連絡がくるようなかたちになっています。

教 育 長 それではもう1点、公民館長、分館長の報酬についての質問もありましたので、社会教育課長は説明をお願いします。

社会教育課長 公民館については、年度当初に各公民館の年間の配分を決め、事業実施や学級運営等について各公民館で考えていただき、予算を執行していただいている状況です。だいたい配分した予算をうまく使い切っているような、計画的に執行しているような状況です。予算残については、次長が言いましたように、以前は使い切ってしまうような状況でしたが、先ほどもありましたが庁用備品で入札残である二百数十万円減額しております。無駄なものは買わないということで一般財源に戻してしるような状況です。公民館長等の報酬についてですが、会計年度任用職員になったということで、今までは報酬ということで中央公民館長にしますと年額14万円、地区館長が6万6千円、分館長が3万円少々という金額で1年間分をお支払していたところです。予算的に、1時間あたりいくらというのは宇佐市の会計年度任用職員ですので、一般職の職員の給料表のどこかに当てはめ、該当した金額で時間給を算出し、その時間給で計算しております。その時間給は約千円ちょっとくらいになりました。そ

の金額を月に教室が何回あって、何時間くらいあってというのを計算いたしました。3、4月はかなり出勤しなければならないのですが、7、8月はそんなに出勤しなくてもよいなど、月によってバラつきがありますが、平準化して計算し、予算計上しております。ほぼ今までの報酬とは変わらないような金額かなと思います。

教 育 長 他には、ご意見等ありませんか。

委 員 60Pの小中学校の教育システム最適化事業の65,506千円の内訳を教えてください。

学校教育課長 今年度、各中学校にはパソコン教室に今までデスクトップパソコンがありましたものを、最大人数クラス分をノートパソコンに変更した際の賃借料、各小学校にはパソコン教室に今までデスクトップパソコンがあったものをiPadに変更し、それにキーボードを付けたものを整備しました。各学校においては、パソコン教室とは別に、最大人数クラス分のiPadを今年度リース契約しているので、その分の5年間のリースの金額となっています。そして、この事業の予算の中にはICT支援員の賃金も含まれています。この事業は、ICT環境の整備に関する事業となっています。LANの環境整備については、先ほどご説明しましたように61,600千円の補正予算で計上し、来年度へ繰越し、来年度の事業としてやっていきます。

委 員 機器は全部整備されているので、これから実際に活用するにあたって、学校間の格差が出ないような支援を十分に行っていくために、いろんな経費が必要になってくるかなと思ひまして、質問しました。

学校教育課長 現在、各学校の要望によってプログラミングの研修などで、こちらから派遣している非常勤職員が1人いるのですが、その1名ではなかなか不十分ですので、今後そこについては考えていきたいと思ひます。今後は1人1台ずつに増やしていく方向になろうかと思ひますので、機器だけが増えてもということは、委員さんのおっしゃる通りですので、十分に支援できるように考えていきたいと思ひます。それから、iPadはあるけれども、大型展示装置が各学校に十分に揃っていないので、そういったところも計画的に年次で予定を組み、行っていないといけないと思ひています。

教 育 長 他に、意見等はありますか。

委 員 59Pの学校施設の長寿命化計画策定についてですが、この事業は新規ということで建物の老朽化、今後の手入れの仕方など、

アセットマネジメント的なことだと思うのですが、橋梁などの公共施設関係は早くから点検などを行っているのですが、だいたい長寿命化計画というのが県や他の市町村でもそうですが、はしりのときにモデルを作るので、だいたいは絵に描いた餅になってしまって、後が大変というのをよく聞きます。建物自体は違うのですが、公共施設という括りで言えば、結構差異が出てきますので、気を付けてほしいと思います。新しく始める事業みたいなので、うまくいかなかった事例を参考にされるとよいかと思います。

教育次長

学校施設の長寿命化計画については、他の市町村ではずいぶん作っているところが多く、宇佐市は最後の方になります。実は、国の方から、長寿命化計画を令和2年度までに作りなさいと指示が出ておりまして、最終年度に宇佐市が作るような状況で、他の自治体はほとんどできているようです。なぜ、これを策定しなければいけないかというと、国の補助金をもらうためには、これを策定しておかないともらえませんよというかたちになっているのが事実です。学校施設をプールも含めて棟ごとに、この計画を作っておいて、その施設に手を入れるときは、計画を作っていますので、補助金申請しますという流れになってくるものですから、どうしても来年度中には作っておかないといけない状況です。これは、自前でするのではなく、業者の方に委託する予定にしていますので、そのための予算になります。策定した長寿命化に基づいて、市内には老朽化している学校施設がかなりありますので、優先順位をつけて、取り組んでいかないといけないと思っています。

教 育 長
委 員

他に意見等はありませんか。
備品購入費、消耗品費などと違って、人的予算については、予算の確保はできているのだけれど、なかなか人が集まらなくて、予算執行ができないという部分があると思います。現在、人手不足とは言え、保護者等の立場からすると、子どもたちを教育していくところから、業務にふさわしい人材を十分考慮して選んでいただきたいというのが希望です。

教 育 長

他に意見等はありませんか。
ないようですので、議第14号令和2年度教育費一般会計予算（案）については、承認とし、次に議第15号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第15号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱

の制定について、ご説明します。１２２Ｐをご覧ください。

（詳細は議案に記載）

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

委 員

先ほど説明されたとおり、教育委員会が主管としてする交流事業だと思うのですが、多岐にわたって、学校とか、いろんな橋渡しのもの、コアを一つ作って、ハワイの都市と教育の相互だけに限らず、包括的にというニュアンスで受け取ってよろしいでしょうか。

学校教育課長

その点については、設置要綱の第１条をみていただきますと、教育分野における交流事業といったところが主体であると考えております。

委 員

基本的には教育分野における交流が、コアということよいですか。

学校教育課長

はい。

教 育 長

他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議題１５号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の制定については、承認とし、次に議第１６号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第１６号指定校変更について、ご説明します。１２４Ｐをご覧ください。

今回は新小学校５年生２人、新小学校６年生１人　計３人の指定校変更についてです。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

（変更理由については議案に記載）

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第１６号指定校変更については、すべて承認とし、次に追加議案議第１７号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第１７号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について、ご説明します。追加議案書の２Ｐをご覧ください。

（詳細は議案に記載）

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

委 員

基本的には賛成です。スクールソーシャルワーカーの方々が安心して、勤務できるようにということで身分を保障するというのは大切なことだと思います。ただ先ほども出ましたが、人材不足ということもありますので、このような勤務条件に縛られず、勤務できる人の掘り起こしができますか。その点が心配なののですが。

学校教育課長 これについては、県の補助金がありまして、すべてが市からの持ち出しではないです。その規定に基づくと、この範囲の勤務条件となり、ここまでの範囲でしか補助がないということになっています。実際、このソーシャルワーカーの方々も、他市と兼務をしております、月・火曜日は宇佐市、他の曜日は他市で勤務というふうな働き方をほとんどの方がしています。現在勤務している方々のネットワークの中で人材を紹介していただきながら、今のところは十分に人材を確保できている状況ですので、今後もこの状況を継続できるように、努力していきたいと思います。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。
ないようですので、議第 17 号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定については、承認とし、次の議第 18 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正、議第 19 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正及び議第 20 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正についても、同様の主旨を踏まえた設置要綱の改正ということですので、一括して学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 18 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正、議第 19 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正及び議第 20 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、一括してご説明します。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第 18 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正、議第 19 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正及び議第 20 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正については、一括して承認とし、次に議第 21 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 21 号指定校変更について、ご説明します。追加議案の 18P をご覧ください。
今回は新小学校 1 年生 1 人、新小学校 4 年生 1 人、新小学校 6 年生 1 人、中学校 1 年生 1 人、中学校 3 年生 1 人 計 5 人の指定校変更についてです。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第 21 号指定校変更については、すべて

承認とし、次に報告第1項3月の行事予定について、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

- 教 育 長 何か、質問等はありませんか。
- 事 務 局 ないようですので、次回教育委員会の日程について。
- 教 育 長 次回教育委員会の日程について、3月27日金曜日午後2時から34会議室で如何でしょうか。
- 教育次長 次回教育委員会は3月27日金曜日午後2時から34会議室で開催します。
- 教 育 長 一つ、ご報告をさせていただいてよろしいでしょうか。教育総務課主管の事業で、特別教室にエアコンを設置する事業を、今年度当初に組んでおりまして、設計まで終わり、国に補助金の申請をしておりました。なかなか内示が下りてこなくて、そのままになっていたのですが、先週末に文科省の方から、内示が下りまして、工事を進めることができるようになりましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。
- 教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第2回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時17分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。